

仕様書

1 件名

盛岡市子ども科学館浄化槽機器修繕（その3）

2 修繕の場所

盛岡市子ども科学館（盛岡市本宮字蛇屋敷13番地1）

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

4 概要

盛岡市子ども科学館にある浄化槽の機器等の交換修繕を行う。

5 数量等

別紙1のとおり。

6 設置場所

別紙図面のとおり。

7 作業日程及び時間

本修繕の実施日時等については、利用状況を鑑みながら、盛岡市子ども科学館の業務に影響がないよう施設管理者と協議のうえ、実施すること。

また、作業車両の出入りの際や作業の際には、施設利用者等の安全に十分配慮し、作業車両の駐車位置については、施設管理者の指示に従うこと。

8 共通仕様

設計書や本仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書（盛岡市ホームページを参照）」及び最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者との協議すること。

9 施工

(1) 施工箇所が既に供用されている施設である為、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民へ

の安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。

- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、別紙1に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。
- (3) 本修繕にかかる軽微な補修等については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。なお、処分に係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）
- (8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、その他関係機関へ必要となる諸手続等は、発注者と協議の上、受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

10 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 修繕計画書
- (2) 修繕完了報告書
- (3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (4) その他必要なもの

※全て任意様式で可とする。

11 その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。